

## 意見案第8号

### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

(原案可決)

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的ななかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。また、税負担については、荷重とならないよう配慮すること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成29年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 宛各通

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

(原案可決)

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要であります。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計しています。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けています。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要があります。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求めます。

記

1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 宛各通

## 意見案第10号

### 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

(原案可決)

インターネットの急速な普及は、インターネットを活用したI o Tの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするA I（人工知能）の開発など、近年におけるI T技術の発展は「第四次産業革命」とも呼ばれ大きな転換期を迎えています。

この様な中、新たなニーズに対応する人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、I Tスキルの向上は不可欠なものであります。2016年に経済産業省が発表した資料によりますと、2015年時点でI T人材不足数は約17万1000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されています。

2020年には、プログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会においても、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返していますが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままであります。このため、地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められます。

一般家庭におけるI T機器の普及により児童生徒たちは幼少期より一定程度I T機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ません。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となります。

従来、小中学校におけるI T機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状であります。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められます。

そこで、以下の点について要望します。

#### 記

1. 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
3. 民間の人材の積極的な活用、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 宛各通

## 意見案第11号

### 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーの廃止を求める意見書

(原案可決)

厚生労働省は、現物給付方式で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーを小学校入学前までについて廃止する方針を示しました。この廃止は、全国知事会をはじめ地方団体から強く要求されていたもので、当然の措置です。ペナルティー制度は厳しい財政事情のもとでも医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていました。子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含む様々な助成制度を実施しています。しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」等、地域間格差が生じている状況です。

#### 記

国においては、ペナルティーを廃止し、少子化対策が我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣  
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛各通

道路整備に関する意見書

(原案可決)

北海道は、四季を彩る雄大な自然や豊富な食などの高い優位性を持ち、国内外より多くの観光客が訪れております。特にインバウンド観光においては近年急増しており、外国人観光客の受け入れ環境の整備や広域観光周遊ルートの認定など、世界が憧れる観光立国北海道の実現に向けた取り組みを推し進めております。

また、本道は我が国最大の食料供給地域であり、良質な農林水産品の国内安定供給に貢献しているほか、道産食品の海外への輸出拡大を推進しております。

これら「観光」や「食」の目標達成に欠かすことのできない高規格幹線道路については、着手区間の相次ぐ開通に加えて、未着手区間においても着手に向けた調査の推進や新規事業化が決定するなど、着実に進捗が図られているものの、ネットワークとしてはいまだ脆弱であると考えられます。さらに、本道は広大な面積を有し、冬期間における豪雪など厳しい気象条件、暴風雨、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、数多くの道路施設の老朽化、さらに、大きな輸送手段である鉄道の見直しなど解決すべき課題が山積している現状の中、地方財政は依然として厳しい状況が続いております。今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に関する必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度であることが重要であります。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性を踏まえ、道路整備の充実・強化を図るよう、次の項目について強く要望します。

記

1. 長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
2. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「道路法施行令」に定める国の負担または補助の割合を平成30年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図られるよう拡充、見直しも含め必要な措置を講ずること。
3. 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、着手している区間の早期開通を図るとともに、未着手区間について早期の着手を図ること。
4. 高度経済成長期に整備された道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援や財政的支援などの充実を図ること。
5. 自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
6. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策をはじめ、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワーク形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月12日

北海道恵庭市議会  
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、宛各通

## 決議案第 2 号

### 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議

(原案可決)

去る 8 月 29 日午前 5 時 58 分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国 (以下、「北朝鮮」という。) が発射した弾道ミサイルは、本道渡島半島及び襟裳岬上空を通過した後、襟裳岬東方沖約 1,180 キロメートルの太平洋上に落下した。さらに、9 月 15 日午前 6 時 57 分ごろ、北朝鮮は再度弾道ミサイル 1 発を発射し、約 3,700 キロメートル飛行して本道上空を通過、襟裳岬の東約 2,200 キロメートルの北太平洋に落下した。また、9 月 3 日午後 0 時 31 分ごろには、弾道ミサイル搭載用の水爆実験と主張する 6 回目の核実験が強行された。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、たび重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、今回発射された弾道ミサイルが我が国の上空を通過し、本道東方の太平洋上に落下したことは、付近を航行する航空機や操業する漁船などの船舶の安全確保の観点から、極めて許しがたい行為であり、また、「いかなる核実験と弾道ミサイル技術を使ったすべての発射」を禁じた国連安全保障理事会決議第 2371 号を初めとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

このたびのミサイル発射と核実験は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、厳重に抗議するとともに、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と市民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めるものである。

以上、決議する。